

2008年3月14日

総務大臣

増田寛也 殿

消防の広報対応に関する要望

社団法人日本新聞協会
編集委員会

個人情報保護法が2005年4月に全面施行されて以降、法の名のもとに、行政による情報隠しとも言える「非開示」の風潮が蔓延（まんえん）している。公表されてしかるべき公共の利害にかかわる事柄も明らかにされないことは社会活動の停滞、混乱の要因となるものであり、当協会は政府に対し、適切な改善措置を取るよう求めてきた。しかし、その兆しはなかなか見えてこない。

全国各地の消防の広報については、むしろ後退現象が進んでいる。在京社会部長会（新聞・通信・放送の20社で構成）が2006年と2007年の春、各都道府県の報道責任者会を対象に行った消防広報に関する調査では、法の施行前などと比べて広報対応に特に変化がないとする回答は1年間に半減して全体の4割以下まで落ち込み、「個人情報」を盾にした非開示や匿名発表が増えたと指摘する回答が目立った。なかには、取材にまったく応じなかったり、出火元さえ答えなかったりするケースもあることがわかった。

総務省消防庁は都道府県の消防防災主管部長などにあてて2005年3月、対応窓口の明確化や正確・迅速な発表の実施を柱とする「消防機関による適切な報道対応体制」の確立を求める通知文書を出した。2006年6月には、通知を補う形で消防学校などでの教育強化を求める依頼を文書で行っている。その一方で逆に対応の後退が見られるのは、通知などの趣旨にかかわらず、法の拡大解釈、誤解に基づく報道規制的な考えが消防現場に広がっていることを物語っている。

報道機関がプライバシーや人権に配慮した取材、報道をするのは当然だが、それはあくまで自らの判断と責任によるものだ。恣意（しい）的な情報管理のもとで行うものではない。公的機関は情報を全面開示して判断をゆだねるのが基本と考えており、最近の消防広報の傾向は憂慮すべき事態と言わざるをえない。

火事や災害、事故などの情報を正確かつ迅速に伝えることは、国民が安心して社会生活を営むうえで不可欠だ。貴職においては、必要な情報が隠されずに広報され、「国民の知る権利」に応える報道に寄与するよう、格段の措置を取られることを強く求める。

以 上